介護職員等処遇改善加算の具体的な取り組みについて

介護職員等特定処遇改善加算とは、経験・技能のある職員を対象とし、処遇を改善する目的で創設されました。

この加算を取得する要件の一つに自社ホームページ等を活用し処遇改善の具体的な取り組みについて周知することが挙げられます。

前述の要件に基づき、actケアセンターの具体的な取り組みについて下記のとおり周知いたします。

|  |  |
| --- | --- |
| 職場環境用件項目 | actケアセンターの取り組み |
| 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を習得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するケアマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担軽減する為の代替職員確保を含む） | 初任者研修・実務者研修・その他介護技術向上に繋がる研修受講時のスケジュール調整や希望研修に対する研修費用の支援している。 |
| 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化 | 事故トラブルマニュアルの作成・重要事項による事故時の対応につて明記・説明を行っている。 |
| ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた職場内環境やサービス内容の改善 | 月1回全介護職員を対象としたミーティングを開き、情報共有や業務改善について検討を行っている。個々に年間の計画をたて、個別研修を行っている。 |
| 健康診断・こころの健康等の健康管理の強化、職員休憩室、分煙スペース等の設置 | 健康診断費用全額負担、職場内全面禁煙、職員休憩室の設置、職場、勤務時間内飲食自由（サービス提供時間を除く） |
| 中途採用者に特化した人事制度の確立 | 勤務年数と役職による給与テーブルを採用。 |